

松阪市立保育園・子育て支援センター等遊具等施設保守点検業務委託

遊具等施設保守点検業務（以下「保守業務」という）に関する事項は、この仕様書に基づいて施行するものとする。

1. 一般的事項

- (1) 保守業務は、別紙各施設の遊具等が常に安全に使用できるように、細部にわたり保守作業を行うこと。
- (2) 契約期間：契約締結日から令和7年3月31日
- (3) 点検実施：非破壊安全検査 年1回（5月）
定期保守点検 年5回（7月・9月・11月・1月・3月）
点検日程については、事前に施設と協議のうえ工程表を作成し、こども未来課へ提出すること。
- (4) 実施箇所 別紙1のとおり

2. 保守業務の内容は次の通りとし、これを指定した期間内に行うこと。

- (1) 非破壊安全検査 年1回
 - ① 鉄鋼物膜厚測定2点測定
 - ② 鉄鋼物減肉検査
 - ③ 骨格検査
 - ④ エンドリンク測定
 - ⑤ 音響検査
 - ⑥ 見視検査
- (2) 定期保守点検 年5回
 - ① 締付調整（ボルト・ナット類締付、作動調整）
 - ② 部品交換（ボルト・ナット・ワッシャ・安全キャップ類）
 - ③ 給油（グリスアップ等適用油脂使用）
 - ④ 分解（外部から確認できない内部磨耗部分の分解確認）
 - ⑤ 防錆（設置部分錆止め）
 - ⑥ 応急処置（応急処置可能なものは、代替部品を一時使用し処置を行う）
- (3) 点検を行う者は（一社）日本公園施設業協会認定の公園施設点検管理士または公園施設点検技士の資格を有する者、もしくは、過去に公共施設の遊具に関する保守点検業務を行った実績がある者とする。
- (4) 保守点検時に緊急な事故等が発生した場合は、速やかに当該施設長とこども未来課に連絡すること。
- (5) 保守点検時にこの仕様書に記載されていない遊具が設置されている場合も保守点検を行うこと。

3. 保守業務の報告書類は次のとおりとし、点検作業終了後、紙ベースをこども未来課と各園へ各1部と電子データをこども未来課へ速やかに提出すること。
 - (1) 非破壊安全検査
 - ①施設別遊具リスト（施設番号順リスト及び全対象遊具写真）
 - ②検査結果報告書及び指摘部分写真
 - ③修理部分に係る見積額一覧
 - (2) 定期保守点検
 - ①検査結果報告書及び指摘部分写真
 - ②修理部分に係る見積額一覧
4. 点検の結果、遊具等の利用が危険であると認められる場合は、その場で利用禁止の処置を行なうこと。また利用禁止処置後ただちに当該施設長とこども未来課に連絡すること。
5. 点検作業終了後、施設長に現地にて説明を行い、指摘事項の具体的な改善方法を提示すること。また、各施設等から必要に応じて、再度現地説明を求められた場合はこれに対応するものとする。
6. 具体的な改善方法について、軽微な調整等で対応できる補修作業は本契約に含めることとし、それ以外で別途修繕が必要な場合は見積書をこども未来課に提出するものとする。
7. 損害賠償保険について、保守業務が原因の事故及び保守点検業務終了後事故が発生した場合は、賠償補償を行うこと。
 - (1) 賠償期間は契約期間とする。ただし、その期間内に新たに契約を行った場合はその契約日までとする。
 - (2) 賠償責任保険について、包括金額は 一事故 3億円、人身事故 一名 1億5千万円、対物は一事故 5百万円とし、保守点検業務契約締結後速やかに保険証書の写しをこども未来課に提出すること。
8. 入札書には業務委託費の総額（税抜）を記載すること。
9. 支払については、入札書に記載した入札価格（税抜）に100分の110を乗じて得た金額を合計額とし年度末に支払うものとする。
10. 作業員等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境を十分に把握し、適正な労働環境を確保しなければならない。

なお、賃金の支払い状況において、従事者から未払い等の申出があり、発注者が必要と認める場合は、その状況を確認できる資料を提出すること。

また、必要に応じ労働基準監督署等の関係機関へ照会、通報することができるものとする。